

平成28年2月9日

株式会社ビーエムハナテン

代表取締役社長 和田 安則 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-240-1012



申 入 書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の未然防止・被害救済等に関する事業を行い、消費者全体の利益擁護を図り、消費生活の安定向上ならびに消費者市民社会の形成に寄与することを行うことを目的として設立された団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 「注文書特約条項」(以下「特約条項」といいます。)第2条のうち、「乙は一切異議のないものとする。」を削除し、「乙は、甲の故意または過失によって乙に損害が生じた場合、損害賠償を請求することができる。」などといった文言を付加することを求めます。
- 2 特約条項3条のうち、「このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され」を削除し、「乙の故意または過失によって甲に損害が生じた場合、甲は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。」などといった文言を付加することを求めます。

第2 申入れの理由

- 1 特約条項第2条について

以下に述べるように、当法人は、特約条項2条が、消費者契約法8条違反であると考えます。

- (1) 特約条項第2条では、「甲（株式会社ビーエムハナテン）がこの注文に応じられない場合、乙（購入者）は一切異議のないものとする。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとする。」とされております。

契約締結前においては、購入者は、いわゆる契約締結上の過失¹という理論によって損害賠償請求できる余地があるところ、特約条項2項の「乙は一切異議のないものとする。」との部分は、貴社の、いわゆる契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものです。

- (2) したがって、特約条項第2条のうち、「乙は一切異議のないものとする。」との部分は、消費者契約法第8条1項4号にいう「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為・・・により生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項」にあたり、無効であります。

- (3) よって、特約条項第2条のうち、「乙は一切異議のないものとする。」の部分は、消費者契約法第8条1項4号に違反して無効であると考えますので、かかる部分を削除し、「乙は、甲の故意または過失によって乙に損害が生じた場合、損害賠償を請求することができる。」などといった文言を付加することを求めます。

2 特約条項3条について

以下に述べるように、当法人は、特約条項3条は、消費者契約法10条違反であると考えます。

- (1) 特約条項3条は、「乙が申込を撤回し、このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され、申込金と対等額で相殺されても異議のないものとする。」とされております。

上記のとおり、契約締結前においては、購入者は、いわゆる契約締結上の過失という理論によって損害賠償請求できる余地があるところ、特約条項3条の「この場合に甲に損害が生じた場合」との部分は、いわゆる契約締結上の過失の要件を満たさなくとも、貴社に損害が生じさえすれば購入者（消費者）に損害賠償請求をすることができるという、購入者（消費者）の責任を加重する条項のため、「消費者の義務を加重する消費者契約の条項」（消費者契約法10条）に該当します。

- (2) 次に、特約3条のかかる部分は、本来であれば事業者である貴社が立証すべき、故意又は過失の存在や、貴社の権利又は法律上保護される利益の

¹ いわゆる契約締結上の過失は、不法行為（民法709条）に基づく請求であるとされております（最高裁判所第2小法廷判決、平成20年（受）第1940号）。

存在といった事項につき、立証を不要とするものであり、貴社の立証責任を免除しているという点で、民法に定める信義誠実の原則(民法1条2項)に反し、消費者の利益を一方的に侵害するものです。

そのため、かかる部分は、「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の権利を一方的に害するもの」(同条)に該当します。

- (3) したがって、特約条項3条のうち、「このために甲に損害が生じた場合」は、消費者契約法10条に違反して無効であると考えますので、かかる部分を削除し、「乙の故意または過失によって甲に損害が生じた場合、甲は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。」などといった文言を付加することを求めます。

以上